

社会福祉法人 福島更生義肢製作所 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、地域における公益的な取り組みを積極的に推進する趣旨のもとに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業等を行う。

第二種社会福祉事業

補装具製作施設 福島更生義肢製作所の設置運営
生計困難者に対する相談支援事業

その他、地域に貢献する事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人福島更生義肢製作所という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、包摂する社会の実現を図り、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を、確実、効果的かつ適正に行い、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、個々に支援を必要とする者に対し、特別な料金の設定に配慮しながら、その提供する福祉サービスの質の向上、並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県福島市腰浜町31番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名から9名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、同委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 理事会は評議員候補者の推薦及び解任の提案を行う場合、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が6万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな業務の負担及び権利の放棄)
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があった時、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により選任する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多

数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、常務理事及び理事兼総務部長を置くことができる。

3 前項の常務理事及び理事兼総務部長をもって業務執行理事とする。

4 理事長が欠けたときは、速やかに各理事が理事会を招集し、新たな理事長を選定する。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長並びに常務理事及び理事兼総務部長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互にその親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び理事兼総務部長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長並びに常務理事及び理事兼総務部長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長並びに常務理事及び理事兼総務部長の選定及び解職

(開催)

第28条 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は毎年度5月及び3月に開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合開催する。
 - (1) 定款第18条第3項の規定によるとき
 - (2) 理事長が必要と認めたとき
 - (3) 理事長以外の理事から開催を必要とする書面をもって理事会の開催請求があったとき
 - (4) 監事から理事会開催の請求があったとき

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招

集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事の互選により議長を選任する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、別表のとおりとする。
3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
4 基本財産に指定されて寄附された金品は、第2項に掲げるため、速やかに必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、福島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構が福祉貸付を行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了

するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

4 会計の決算上繰越金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式にかかる議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)にかかる議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第7章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第44条 合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経たのち、評議員総数の3分の2以上の決議を得て福島市長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経たのち、評議員会の決議を得て、福島市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人福島更生義肢製作所の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

2 解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告する。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（設立当初の役員名 省略）

平成 4 年 3 月 21 日施行

平成 7 年 6 月 11 日施行

平成 13 年 6 月 19 日施行

平成 19 年 5 月 24 日施行

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可があった日（平成 20 年 3 月 31 日）から施行する

附 則

1 この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成 25 年 4 月 26 日）から施行する。

2 平成 25 年 4 月 12 日付け定款変更認可申請に係る評議員会の設置に伴い選出させる評議員の任期は定款第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日までとする。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和 4 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和 5 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和5年9月15日から施行する。

(別表)

- (1) 福島市腰浜町4 4 番地 7 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2
階建 作業所・事務所・居宅 1 棟 1 階 3 1 9 . 8 6
 m^2 2 階 3 0 4 . 3 4 m^2
- (2) 福島市腰浜町4 4 番地 7 所在 敷地 1 筆 6 1 9 . 2 8 m^2
- (3) 福島市腰浜町4 4 番 8 所在
公衆用道路 3 9 0 m^2 持分 4 分の 1
福島市腰浜町4 4 番 9 所在
公衆用道路 5 6 m^2 持分 4 分の 1
福島市腰浜町4 4 番 1 0 所在
公衆用道路 3 . 3 9 m^2 持分 4 分の 1
- (4) 福島市腰浜町1 1 0 番 1 2 敷地 1 筆 3 8 0 . 2 7 m^2